

新型コロナウイルス感染症に係る当面の対応方針〔13〕

2020年8月28日 新型コロナウイルス感染症対策会議

標記の対応について、対応方針〔13〕をまとめましたので通知いたします。

愛知県下における感染者の再拡大を受け、8月6日より再び発出された県独自の「緊急事態宣言」も8月24日をもって解除されました。感染状況は若干の沈静化も見受けられますが、まだまだ予断を許さない状況下にあります。

今後は、地域の感染状況を総合的に考慮しつつ、学生の学修機会の確保の観点から、対面授業（一部科目）をはじめ、大学諸活動の段階的な再開に向け、準備を進めていくこととなります。

新型コロナウイルス感染症の罹患確認から約8カ月が過ぎ、これまでのデータや研究からその特徴の一端が見えてきました。今後は、確かな知識と情報に基づき、「正しく恐れる」ことを念頭に置き、各種対応を行ってまいります。引き続き、教職員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

■対応方針〔13〕における変更点

基本的には『新型コロナウイルス感染症・拡大防止に係る活動制限方針：ステージ3（L40）』を維持するが、感染状況により一部項目に「ステージ4（L20）」以上を適用する場合があります。（適用期間は9月1日から当面の間）

(1) 【段階的緩和】『6. 授業について』

『拡大防止に係る活動制限方針』ステージ4（L20）からステージ3（L40）に緩和
オンライン授業、一部対面授業（科目・人数等を制限）の併用実施とする。ただし、大学院は、
受講者数が限られ、3密対策も十分はかれるため、対面授業の実施を原則とする。なお、対面方式
での授業は、密集状態を回避するため、収容定員の40%程度の座席数の使用に制限して行うこと。

(2) 【一部緩和】『7. 課外活動について』

大学（学生部）の示す感染対策基準や条件を全て満たしたクラブのみ活動を認める。活動を
認められたクラブは厳格な感染予防対策に努めること。

(3) 【段階的緩和】『8. 学内への立ち入りについて』

教職員、学生の立ち入り禁止措置を段階的に解除する（一般の者については禁止措置を継続）。
ただし、教職員については、教育・研究、会議、学内行事、交替勤務以外、学生については、
授業、各種相談（事前予約制）、課外活動（条件付許可制）、大学主催行事以外での学内への
入構は当面の間、自粛を要請する。

なお、事務局組織においては業務継続性の確保等の観点から、原則として二交替（職場勤務と自宅待機）による最小限での勤務体制を当面の間、維持する。また、一般の立ち入りに関して、業務上における訪問であっても、感染拡大地域（現状では首都圏、関西圏）からは、中止あるいは延期を求めることとする。

1. 新型コロナウイルスに関する問い合わせ・連絡窓口

No.	対象者	担当窓口
1	学部生（名古屋キャンパス所属学部）	学生サポートセンター
2	学部生（瀬戸キャンパス所属学部）	瀬戸キャンパス総合事務部
3	大学院生（入学予定者含む）	大学院事務室
4	留学生別科生	国際センター
5	教職員	総務課

※学生サポートセンターと瀬戸キャンパス総合事務部は学生の情報を共有の上、最終的には総務課で集約すること。

2. 本人が新型コロナウイルスに感染した場合について

(1) 出校・出勤の停止、各種行事への出席停止

「学校保健安全法第 19 条第 1 項」の規定を学部生、大学院生、教職員に適用し、出校・出勤、及び出席を停止する。

(2) 感染した場合の連絡・報告

- ① 感染が判明した場合、感染拡大防止の観点から速やかに、名古屋キャンパス所属学部生は学生サポートセンター、瀬戸キャンパス所属学部生は瀬戸キャンパス総合事務部、大学院生は大学院事務室、留学生別科生は国際センター、教職員は総務課に報告する。
- ② 報告は CCS、電話、電子メール等、出校・出勤しない方法で行う。
- ③ 報告事項は以下のとおりとする。
 - ・ 診断日
 - ・ 受診した医療機関
 - ・ 現在の状況
 - ・ 発熱及び咳などの呼吸器症状が現れた日
 - ・ 診断日 1 ヶ月以内における外国への渡航歴の有無（渡航歴がある場合は、期間、国名及び都市名）
 - ・ 症状が現れた日以降における本学関係者との接触の状況（授業等への出席を含む）
 - ・ 今後の見通し等に係る医師等の所見

(3) 停止の期間

- ① 「学校保健安全法第 19 条第 1 項」の規定により、出校・出勤の停止は「治癒するまで」とする。
- ② 出校・出勤停止の終了にあたっては、医療機関又は保健所が発行する、治癒証明書（出校・出勤に支障がないことを証明する証書）を（2）①の各部署へ提出すること。なお、治癒証明書の提出後、特に症状がなくても、同証明書の発行期日から 7 日間は更に自宅で経過観察を行い、大学敷地内への立ち入りを禁止とする。

3. 同居する家族・親しい知人等が新型コロナウイルスに感染した場合について

2. (2) ①～②に準拠し、速やかに一報の上、指示を仰ぎ、当面、出校・出勤を見合わせ、経過観察とする。自宅経過観察期間は 14 日間とし、大学敷地内への立ち入りは禁止とする。

4. 本人に感染の疑いがある場合について

(1) 公的機関（保健所等）からの指示等がある場合

公的機関の指示に従うとともに、2. (2) ①～②に準拠し、速やかに当該課へ一報すること。

(2) 肺炎が疑われるような症状等がある場合

①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、
②発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状であっても、重症化（※）しやすい方、また、その症状が続く場合は、2. (2) ①～②に準拠し、直ちに当該課へ一報の上、帰国者・接触者相談センターへ相談すること。また、連絡結果を当該課へ報告し、当面、出校・出勤を見合わせる。

重症化 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある場合、透析を受けている場合、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている場合

(3) 家族、親しい知人等に疑い（濃厚接触者）がある場合

2. (2) ①～②に準拠し、速やかに一報の上、指示を仰ぎ、当面、出校・出勤を見合わせ、経過観察とする。自宅経過観察期間は最大14日間とし、大学敷地内への立ち入りは禁止とする。

5. 海外渡航について

(1) 教職員の渡航について

- ① 渡航先を問わず、私事旅行や研究調査等を含む、海外渡航を原則禁止とする（学務による出張は除く）。
- ② 既に海外渡航にある者が帰国する場合、国・地域、感染症危険情報レベルを問わず、特に症状がなくても、入国後14日間、自宅で経過観察を行い、大学敷地内への立ち入りを禁止とする。

(2) 学生の渡航について

- ① 渡航先を問わず、海外渡航を原則禁止とする。
- ② 既に海外渡航にある者が帰国する場合、国・地域、感染症危険情報レベルを問わず、特に症状がなくても、入国後14日間、自宅で経過観察を行い、大学敷地内への立ち入りを禁止とする。

(3) 留学生の一時帰省等について

- ① 現在の状況を鑑み、海外渡航は延期する等の措置をとることが望ましい。
- ② 学部留学生は学生サポートセンター、大学院留学生は大学院事務室、留学生別科生は国際センターに連絡を入れ、日本への再入国の日程、帰省地の情報等を当該課へ必ず連絡すること。
- ③ 再入国する場合、国・地域、感染症危険情報レベルを問わず、特に症状がなくても、入国後14日間、自宅で経過観察を行い、大学敷地内への立ち入りを禁止とする。

6. 授業について（ステージ3を適用）

(1) 発熱等がある場合の授業への出席の判断について

① 発熱がある場合

発熱等の風邪の症状が見られる場合は、無理せず休養をとり授業の出席を見合わせ、大学への立ち入りを控える。また、初期段階で医療機関を受診することは、かえって感染リスクを高める恐れもあるため、受診前に医療機関へ相談することが望ましい。

② 肺炎が疑われるような症状等がある場合

①息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、②発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状であっても、重症化（※）しやすい方、また、その症状が続く場合は、4. (2) に照らし、授業に出席しない。また、大学への立ち入りを控える。併せて、名古屋キャンパス所属学部生は学生サポートセンター、瀬戸キャンパス所属学部生は瀬戸キャンパス総合事務部、大学院生は大学院事務室への一報の上、指示を仰ぎ、帰国者・接触者相談センターへ連絡すること。また、結果を当該課へ報告し、当面、授業への出席を見合わせる。

重症化 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある場合、透析を受けている場合、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている場合

③ 出席途中で①又は②の症状がみられた場合

初期対応（担当教員）として、当該者と他の出席者との接触を避けるため、速やかに当該者を教室から退出させる。退出させた後、当該者本人から、名古屋キャンパスは学生サポートセンター（052-678-4086）、瀬戸キャンパスは同総合事務部（0561-42-0350）へ連絡を入れさせ、指示を仰ぐ様に指導すること。（※しりとりで授業実施の場合は、クラブハウス前ラウンジ（仮称・保健センター分室）へ移動させて対応にあたる場合がある）へ移動させて対応にあたる場合がある）なお、初期対応にあたっては、感染防止対策に十分注意を払い、慎重かつ速やかに対応すること。

また、本件については、授業以外においても適応することとし、学内で①又は②の症状がみられる学生を見かけた場合、又はその様な申告を受けた場合も上記の対応をとることとする。

(2) 授業の実施について

オンライン授業、一部対面授業（科目・人数等を制限）の併用実施とする。ただし、大学院は、受講者数が限られ、3密対策も十分はかれるため、対面授業の実施を原則とする。なお、対面方式での授業は、密集状態を回避するため、収容定員の40%程度の座席数の使用に制限して行うこと。

7. 課外活動について

大学（学生部）の示す感染対策基準や条件を全て満たしたクラブのみ活動の継続を認める。活動を認められたクラブは厳格な感染予防対策に努めること。

8. 学内への立ち入りについて（ステージ3を適用）

教職員、学生の立ち入り禁止措置を段階的に解除する（一般の者については禁止措置を継続）。入構にあたっては、感染防止の3つの基本（①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗

い)を徹底すること。なお、教職員については、教育・研究、会議、学内行事、交替勤務以外、学生については、授業、各種相談(事前予約制)、課外活動(条件付許可制)、大学主催行事以外での入構は当面の間、自粛を要請する。

なお、事務局組織においては業務継続性の確保等の観点から、原則として二交替(職場勤務と自宅待機)による最小限での勤務体制を当面の間、維持する。また、一般の立ち入りに関して、業務上における訪問であっても、感染拡大地域(現状では首都圏、関西圏)からは、中止あるいは延期を求めることとする。

9. 学内行事について

(1) 開催の判断について

地域の感染状況、他大学の動向等も踏まえ、開催の必要性等を十分に考慮し、開催の中止・延期も視野に入れて判断すること。

開催の判断をした場合は、政府が示す「新たな生活様式」やガイドライン等を遵守し、入念な感染予防対策を講じることと。教室等施設の使用席数、スペースを通常時(収容定員)の40%に制限した上で各種イベント・行事の実施を容認する。また、参加人数もおおよそ100名以下のものに制限する。なお、懇親会の要素がある行事は原則禁止とする。

見直しを要する計画については、中止・延期を含む代替案を策定すること。

(2) 発熱等がある場合の指導について

① 発熱がある場合

発熱等の風邪の症状が見られる場合は、無理せず休養をとり参加を見合わせ、大学への立ち入りを控えさせる。また、初期段階で医療機関を受診することは、かえって感染リスクを高める恐れもあるため、受診前に医療機関へ相談することが望ましい。

② 肺炎が疑われるような症状等がある場合

①息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、
②発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状であっても、重症化(※)しやすい方、また、その症状が続く場合は、4.(2)に照らし、参加させない。また、大学への立ち入りを控えさせる。併せて、名古屋キャンパス所属学部生は学生サポートセンター、瀬戸キャンパス所属学部生は瀬戸キャンパス総合事務部、大学院生は大学院事務室への連絡の上、帰国者・接触者相談センターへ連絡させ、その結果を当該課へ報告させるとともに、当面、参加を見合わせるよう指導すること。

重症化 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある場合、透析を受けている場合、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている場合

③ 参加途中で①又は②の症状がみられた場合

初期対応(所管部署又は担当教員)として、当該者と他の参加者との接触を避けるため、速やかに当該者を教室等から退出させる。退出させた後、当該者本人から、名古屋キャンパスは学生サポートセンター(052-678-4086)、瀬戸キャンパスは同総合事務部(0561-42-0350)へ連絡を入れさせ、指示を仰ぐ様に指導すること。(※しろとりで実施の場合は、クラブハウス前ラウンジ(仮称・保健センター分室)へ移動させて対応にあたる場合がある)なお、初期対応にあたっては、感染防止対策に十分注意を払い、慎重かつ速やかに対応すること。

また、本件については、行事以外においても適応することとし、学内で①又は②の症状がみられる学生を見つけた場合、又はその様な申告を受けた場合も上記対応をとること。

(3) 行事実施に関する感染症予防対策について

教職員・学生等に対して、手洗いや咳エチケット、マスクの励行等の基本的な感染症対策を徹底指導するとともに、適切な環境保持のため、居室等のこまめな換気、空調や衣服による温度調節や湿度の維持管理に努めること。また、アルコール消毒液の設置を行うこと。(アルコール消毒液は、行事ごとに学生サポートセンター・健康センターで借受けること。)

10. 入学試験について

(1) 受験の可否について

感染症にり患又はり患の疑いがある場合は受験させない。なお、り患又はり患の疑いがある者が試験の振替を希望した場合は、診断書を提出させ、相談に応じる。

(2) 感染症予防対策について

受験生及び試験監督者等のマスク着用の徹底をはかる。また、適切な環境保持のため、試験室のこまめな換気、アルコール消毒液の利用を促す。

11. 出勤について

(1) 発熱等がある場合の出勤の判断について

① 発熱がある場合

発熱等の風邪の症状が見られる場合は、無理せず休養をとり、出勤を見合わせる。また、初期段階で医療機関を受診することは、かえって感染リスクを高める恐れもあるため、受診前に医療機関へ相談することが望ましい。

② 肺炎が疑われるような症状等がある場合

①息苦しさ(呼吸困難)、強いだるさ(倦怠感)、高熱等の強い症状のいずれかがある場合、
②発熱や咳等の比較的軽い風邪の症状であっても、重症化(※)しやすい方、また、その症状が続く場合は、4.(2)に照らし、出勤しない。また、大学への立ち入りを控える。併せて、総務課へ直ちに一報の上、指示を仰ぎ、帰国者・接触者相談センターへ連絡すること。また、連絡結果を総務課へ報告し、当面、出勤を見合わせる。

重症化 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患等の基礎疾患がある場合、透析を受けている場合、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている場合

③ 勤務途中で①又は②の症状となった場合

その時点で業務等を取りやめ、速やかに退勤すること。また、併せて名古屋キャンパスは総務課(052-678-4081)、瀬戸キャンパスは同総合事務部(0561-42-0350)へ一報を入れること。

(2) 職員の交替勤務体制の編成について

業務継続性の確保等の観点から、原則として二交替(職場勤務と自宅待機)による勤務体制をとる。なお、自宅待機日は外出を控え、サイボウズ等の連絡事項を適宜確認するとともに、出勤命令等の指示があった場合は迅速に対応すること。

(3) 自動車・自転車通勤について

総務課で所定の手続きをとることにより、当面の間、自動車・自転車通勤を認める。

12. 会議について

会議時間の短縮に努め、1 会議あたり 30 分を目安とする。万が一、30 分を超える場合は、開始 40 分を目途に 10 分の換気（休憩）時間をとること。また、出席者同士の身体的距離の確保もはかること。急ぎの決定を要しない会議は延期等の措置を取ることとし、実施形態は書面による持ち回り開催、サイボウズ上での開催等も含め、適宜柔軟に対応すること。

13. 学生、教職員等への通知等の発信について

学生及び教職員への通知、学内行事の案内等の発信にあたっては、本指針に基づき判断し、事務局長等と事前に内容を協議・確認（決裁）の上、適切に対応すること。

14. 業務出張について

不要不急の出張は控えること。感染拡大地域（現状では首都圏、関西圏）への出張は認めない。出張にあたっては、所属長の判断のもと、地域の感染状況や業務上の必要性等を勘案し、出張命令者に事前許可を必ず得ること。

15. 懇親会等について

ゼミコンパ等の飲食を含む懇親会の開催については、当面の間、自粛を強く要請する。いわゆる「換気の悪い密閉空間」「多くの人が密集」「近距離での密接した会話」の三つの密が重なる場所への出入り等はひかえること。特に若い世代での感染が拡大していることから、学生に対して適切に指導・勧告し、感染拡大地域への移動及び宴会、カラオケ等の自粛を強く求めること。

16. 外出等について

不要不急の外出等は極力控えること。外出の際は感染防止対策を講じ、地域の感染状況に注意を払い、出来るだけ人ごみを避けること。

17. 新しい生活様式の実践について

教職員に対して出勤前の自宅での体温測定の励行、職員には時差出勤の積極的な活用を促す。各事務室においては、こまめな換気を行う。また、「新しい生活様式」を実践し、感染防止に細心の注意を払うこと。

■ 「新しい生活様式」の実践例（厚生労働省）

(1) 基本的感染対策

1) 感染防止の 3 つの基本

- ① 身体的距離の確保（2m 間隔の確保、正面の対面回避等）
- ② マスクの着用
- ③ 手洗い・消毒の励行

2) 移動に関する感染対策

- ① 感染流行地域からの移動、地域への移動の自粛
 - ② 出張はやむを得ない場合のみ
 - ③ 誰とどこであったかをメモ
 - ④ 地域の感染状況に注意
- (2) 日常生活での基本
- ① 手洗い・消毒
 - ② 咳エチケット
 - ③ こまめな換気
 - ④ 3密の回避
 - ⑤ 体温測定、健康チェック
- (3) 日常生活（関係分）
- ① 買い物
 - ・通販利用
 - ② 公共交通機関の利用（通勤等）
 - ・時差出勤の利用
 - ③ 娯楽・スポーツ等（クラブ活動）
 - ・空いた時間、場所 ・動画活用 ・少人数
 - ④ 食事（昼食、食堂利用等）
 - ・屋外空間の利用 ・対面避け横並びに ・会話は控えめに
 - ⑤ 冠婚葬祭等の親族行事

18. 情報提供について

感染者が発生した場合は、県や市、保健所等に協力すると共に、必要に応じて、地域住民・関係団体に対してホームページ等をとおして情報提供を行う。

19. 関連記事

愛知県ホームページ

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kenkotaisaku/novel-coronavirus.html>

名古屋市ホームページ

<http://www.city.nagoya.jp/kenkofukushi/page/0000124556.html>

厚生労働省ホームページ（新型コロナウイルスに関するQ&A）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

文部科学省ホームページ（新型コロナウイルス対策特設ページ）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/index.html

法務省外国人生活支援ポータルサイト

http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri10_00047.html

外務省海外安全ホームページ

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcinfectionsbothazardinfo_009.html#ad-image-0

外務省海外安全情報配信サービス（たびレジ）

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

以上